

ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

脳脊髄液漏出症（減少症）は交通事故、スポーツ、落下事故、暴力などによる身体への外傷等が原因で発症するが、その様々な症状により日常生活を大きく阻害され苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。これを受けて、脳脊髄液漏出症（減少症）の診断治療に関連する８学会等で構成された研究班による病態の解明が進んだ結果、平成２８年（２０１６年）には同症の治療法である硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用されることとなった。

その結果、それまで自費で高額な治療を受けていた患者が、保険診療の下、ブラッドパッチ療法を受けられるようになったものの、「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という診療報酬算定上の条件を満たさない患者が約１０％にも上ると言われ、医療現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出は頸椎や胸椎等でも起こる可能性があることが報告された。このような場合、漏出部位を特定し、その部位への安全で十分な血液投与を行う必要があり、Ｘ線透視下でのブラッドパッチ療法が必須とされているが、診療報酬上の適正な評価がされていない現状もある。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- １ ブラッドパッチ療法の診療報酬の算定要件の注釈に「本疾患では起立性頭痛を有しない場合がある。」旨の記載を加えること。
- ２ ブラッドパッチ療法の診療報酬において、Ｘ線透視を要件とし、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療報酬上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年１０月１０日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長